

山梨県公報

第二千一百一十号

平成二十三年

一月六日

木曜日

目次

告示

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………一
物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………一

公告

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………二
基本測量の実施……………二

甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、峡西都市計画、東八代都市計画、市川大門都市計画及び増穂都市計画の変更案の縦覧……………二
身延都市計画の変更案の縦覧……………三

富士北麓都市計画の変更案の縦覧……………三
都留都市計画の変更案の縦覧……………三

大月都市計画の変更案の縦覧……………四
上野原都市計画の変更案の縦覧……………四

教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定……………四
山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除……………四

昭和三十九年十二月二十三日付号外第八十八号中……………五

告示

山梨県告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年一月六日
- 二 指定道路の位置
南アルプス市寺部字御崎一〇〇一番二二
- 三 指定道路の幅員
六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四四・五三メートル

山梨県告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年一月六日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町東油川字北畑三十番一
- 三 指定道路の幅員
最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
四十四・八二メートル

山梨県告示第三号

物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十四年山梨県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年一月六日

山梨県知事 横内正明

- 一 中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年五月六日まで縦覧に供する。
 平成二十三年一月六日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称 株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

2 住所 山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 双葉ショッピングセンター

(二)(-) 所在地 山梨県甲斐市龍地字池久保四千四百四十五番地一外

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者（株式会社いちやまマート）の閉店時刻	午後十時	翌午前零時
来客が駐車場を利用することができるとき	午前九時三十分から午後十時三十分まで	午前九時三十分から翌午前零時三十分まで

3 変更の年月日

平成二十二年十二月十五日

三 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十二年十二月十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十三年一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

二 作業地域 南巨摩郡富士川町、南都留郡西桂町及び南都留郡山中湖村

三 作業期間 平成二十三年一月二十八日から平成二十三年三月二十五日まで

● 甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、峡西都市計画、東八代都市計画、市川大門都市計画及び増穂都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成二十三年一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(甲府盆地七都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域
 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

- 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課
- 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 西八代都市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課
- 甲府市宝二丁目八番十九号 甲府市都市計画課
- 山梨市小原西八百四十三番地 山梨市都市計画課
- 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市建設課
- 南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市都市計画課
- 甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市都市計画課

笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市まちづくり整備課
甲州市塩山上於曾千四十番地 甲州市都市整備課

中央市成島二千二百六十六番地 中央市都市計画課

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町建設課

南巨摩郡富士川町鵜沢千五百九十九番地五 富士川町建設課

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年一月六日から同月二十日まで

● 身延都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（身延都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

西八代郡市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町建設課

四 縦覧期間

平成二十三年一月六日から同月二十日まで

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年一月六日

一 都市計画の種類 山梨県知事 横 内 正 明

富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（富士北麓都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市市政策課

南都留郡西桂町小沼千五百一番地一 西桂町建設水道課

南都留郡忍野村忍草千五百十四番地 忍野村企画課

南都留郡山中湖村山中二百三十七番地一 山中湖村企画課

南都留郡富士河口湖町船津千七百番地 富士河口湖町都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年一月六日から同月二十日まで

● 都留都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十三年一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（都留都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

都留市上谷一丁目一番一号 都留市基盤整備課

四 縦覧期間

平成二十三年一月六日から同月二十日まで

● 大月都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十三年一月六日

一 都市計画の種類

大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（大月都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
大月市大月町花咲千六百八番地十九 大月市地域整備課

四 縦覧期間

平成二十三年一月六日から同月二十日まで

● 上野原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成二十三年一月六日

一 都市計画の種類

上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（上野原都市計画区域マスタープラン）

二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課
大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市建設課
四 縦覧期間
平成二十三年一月六日から同月二十日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。
平成二十三年一月六日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 努

有形文化財の部
建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
久遠寺相輪塔	一基	相輪塔 青銅製 塔芯及び支柱芯 銅板張り	久遠寺	南巨摩郡身延町 身延三五六七	南巨摩郡身 延町上の山 四二二三三

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。
平成二十三年一月六日

山梨県教育委員会
委員長 渡 邊 努

史跡名勝天然記念物の部
天然記念物

名	称	所	在	地	所有者

忍草のツルマサキ

山梨県南都留郡忍野村忍草三七八番地

渡辺 伊佐美

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

昭和四十九年十二月二十三日山梨県人事委員会規則第二十二号（住居手当に関する規則）

五二	下	十二	第一条第一項	第六条第一項
----	---	----	--------	--------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番